

令和4年第4回砂川市議会定例会  
予算審査特別委員会

令和4年12月5日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 4号 砂川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算

散会宣告

○出席委員（9名）

委員長 飯 澤 明 彦 君

副委員長 武 田 真 君

委 員 中 道 博 武 君

委 員 多比良 和 伸 君

佐々木 政 幸 君

増 山 裕 司 君

沢 田 広 志 君

辻 勲 君

小 黒 弘 君

（議 長 水 島 美喜子）

○欠席委員（2名）

北 谷 文 夫 君

増 井 浩 一 君

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長	善岡雅文
教育長	高橋
砂川市監査委員	栗井久司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長	湯浅克己
総務部長	井上守
兼会計管理	
総務部審議監	安原雄二
兼DX推進課	
総務課長	板垣喬史
総務課副審議監	齊藤憲史
市長公室課長	小島武晴
政策調整課長	堀田茂
会計課長	河原一希
市民部長	伊藤修孝
市民生活課長	江末一之
税務課長	安田貢
保健福祉部長	三橋真樹
社会福祉課長	
兼子ども通園センター所長	
介護福祉課長	岡佐康裕
ふれあいセンター所長	
経済部長	中村久人
経済部審議監	東正雅喜
商工労働観光課長	奥山哲也
商工労働観光課副審議監	櫻田勉
農政課長	野田秀樹
開発推進課長	畠山史博
建設部長	近藤敏博
土木課長	金泉賢隆
土木課副審議監	岩崎一史
建築住宅課長	朝日博
病院事務局長	
兼附属看護専門学校事務管理者	
病院事務局次長	
兼医師診療支援室副審議監	
兼附属看護専門学校副審議監	山田基

病院事務局審議監	洪	谷	和	彦
兼経営企画課長				
管理課長	為	国	泰	朗
管理課技術長	大	内	文	雄
管理課副審議監	和	田	忠	成
医事課長	倉	島	久	徳
地域医療連携課長				
兼訪問看護ステーション副審議監	堀	下	直	樹
兼がん相談支援センター副センター長				
教育研修センター副センター長	森	田	康	晴

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者

教育次長	峯	田	和	興
兼学校給食センター所長				
指導参事	小	林	晃	彦
教育委員会技監	徳	永	敏	宏
学務課長	是	枝	貴	裕
学校再編課長	作	田	哲	也
社会教育課長	安	武	浩	美
スポーツ振興課長	佐	々	木	純
公民館長	谷	口	昭	博
兼図書館長				

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監査事務局長	山	形		譲
--------	---	---	--	---

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選挙管理委員会事務局長	井	上		守
選挙管理委員会事務局次長	板	垣	喬	博

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農業委員会事務局長	中	村	一	久
農業委員会事務局次長	野	田		勉

7. 本委員会の事務に従事する者

事務局長	為	国	修	一
事務局次長	川	端	幸	人
事務局主幹	斉	藤	亜	希
事務局係長	野	荒	邦	広

開会 午後 2時07分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名いたします。

予算審査特別委員長には飯澤明彦委員、同副委員長には武田真委員を指名いたします。

休憩 午後 2時08分

〔委員長 飯澤明彦君 着席〕

再開 午後 2時08分

○委員長 飯澤明彦君 委員長に指名されました飯澤でございます。副委員長の武田委員共々スムーズな運営に心がけたいと思いますので、よろしく願いいたします。

お諮りします。

本日の委員会に一般傍聴の方から委員会傍聴の申出がありました。このことについて許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時09分

○委員長 飯澤明彦君 再開いたします。

議事に入る前に本委員会には北谷文夫委員、増井浩一委員が欠席しておりますので、ご報告申し上げます。

◎開議宣告

○委員長 飯澤明彦君 直ちに議事に入ります。

○委員長 飯澤明彦君 本委員会に付託されました議案第4号 砂川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市議会議員

の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算の8件を一括議題といたします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて歳入の審査の順に進めたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第4号 砂川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 職員のことですから、あまり私たちはどうのということではないのですが、例えば来年は退職者がいないという話は聞いているのです。でも、その次はえらく一遍に退職する方がいらっしゃるのです。自分が分かる範囲でも9人とか10人とかの単位だと思うのですけれども、こういうときは一気にその方々が役職を辞めて管理職以下になっていくのですか。そうなったときにどんな市役所が見えるのだろうと、少し大きな言い方だけでも、10人がもしもということになっていったら大変なことになるのだろうとか、よそから見ていて心配になると思うのですけれども、その辺のところはどのような感じなのでしょうかとこのをお伺いしたいです。

○委員長 飯澤明彦君 総務課長。

○総務課長 板垣喬博君 今委員がおっしゃられたとおり、令和5年度末、来年度末なのですけれども、定年退職予定者は市役所にはいないということで、再来年の令和6年度末に今おっしゃられたように9人ないし10人の定年退職予定者がいるという状況になっております。それで、そういった方々をどういった職場に、あるいは組織機構がどのようになっていくのだろうかというご質問だと思うのですけれども、実はこの制度が導入される大きな課題というのが、これは全国どこの自治体も共通していると思うのですけれども、1つは令和5年、来年の制度開始から制度が完成する令和14年3月まで、この間原則として定年退職者が2年に1度しか生じないということになります。仮に定員を一定に固定した場合には新規採用職員の数が年度により大幅に変動することになるということ、年齢構成のバランスに偏りが生じたりですとか、あるいは計画的な人事配置といった部分に大きな課題を残すという可能性が1つあります。それから、もう一つは、今おっしゃられ

たように、役職定年によりまして管理職から降りた職員、この方々をどのように配置をしていくのか、あるいはどのような役割を担っていただくのか、この2つが大きな課題だと考えておりました、1つ目の新規採用の部分につきましては、これは国からは定数条例の見直しも含めながら、単年度単年度の採用計画ではなくて中長期的な複数年度での平準化した採用の方法について検討しなさいということですので、それを踏まえた採用計画といったものをつくっていききたいとは考えています。

もう一つなのですけれども、非管理職になられた方々については、この制度の趣旨からいきますと配置先は培った能力や経験をできるだけ有効に活用していこう、発揮していこうといった趣旨でございますので、そういった面も踏まえて、体力面の部分であったり、安全、衛生面、こういったものも配慮しながら、現行の再任用職員の配置実績といったものもうちは持っておりますので、そういったものや他市の取扱いといったものも参考にしながら、適正で効果的な配置といったものについては決定をしていきたいとは考えております。ただ、国で示されている基本的な配置の考え方としましては、1つ目にはこれまで培ってきた知識や経験、専門性を生かせる業務担当員としての配置、そのほか困難な業務に対し自らが手本を示すなど、若手職員への支援により次世代へ知見の伝承を行い得る職場、あるいは担当部局における管理職のフォロー、サポートといった考え方が示されておりますので、こういった視点を持って配置については検討していききたいと、このように考えております。

○委員長 飯澤明彦君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 市役所は若い人たちも多いですし、まちづくりも含め、いろいろなことにつけて有能な人材にしっかり働いてもらおうと砂川市民のためにも私はなると思っています。このことが決して役所の働く人たちのモチベーションが下がることではなく、逆に上がる制度になってくれればいいと思うし、砂川市民のためにそうして行ってほしいと思っておりますので、そこを言って終わることにします。ありがとうございました。

○委員長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についての審

査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算の歳出からの審査に入ります。

12ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 それでは、ふるさと応援寄附金に要する経費について伺いたいと思うのですけれども、前年に比較してかなり増えている見込みだというお話だったので、具体的に前年と比較してどのくらいの金額、件数等が増加する見込みなのか伺いたいと思います。

○委員長 飯澤明彦君 総務課副審議監。

○総務課副審議監 齊藤史憲君 ふるさと応援寄附に関する経費なのですけれども、当初予算では約5億5,000万円程度の寄附を見込んでいたところなのですけれども、今回上げさせていただきます補正予算では約9億1,000万円の寄附を見込んでいるところでございます。

○委員長 飯澤明彦君 武田真委員。

○武田 真委員 相当増えていると思うのですけれども、委託は去年されたのですが、その要因は委託の効果が大きかったのか、どのようにそれを分析されているのか伺いたいと思います。

○委員長 飯澤明彦君 総務課副審議監。

○総務課副審議監 齊藤史憲君 民間事業者への委託についてなのですけれども、昨年12月から委託を開始をさせていただいたところです。それまでは直営といいますか、庶務係で事務をしていたところなのですけれども、委託を開始してからは事務が滞ることもなく、例えば受領証明書を送付したりするところも問題なく寄附者へされているところがあります。また、10月からなのですけれども、インスタグラムの開設をしているところであります。このような要因に加えまして、市内化粧品製造販売業の品を昨年の12月の後半から加えているのですけれども、こちらに対する寄附が非常に増えているということでございます。

○委員長 飯澤明彦君 武田真委員。

○武田 真委員 様々な工夫をされているということで、特に化粧品の伸びが多かったという話だったと思うのですけれども、全体に占める返礼品の割合といいますか、今回化粧品が非常に増えたということで、ほかにも様々な、食品とか、皮革の製品とかも返礼品として設定しているわけなのですけれども、特に著しく伸びが多かったもの、あるいは今年についてはどういう傾向があったのかを大ざっぱでいいので、伺いたいと思います。

○委員長 飯澤明彦君 総務課副審議監。

○総務課副審議監 齊藤史憲君 今年度予定をしておりますところで申し上げますと、化

化粧品製造販売業が市内全体の寄附に占める割合なのではございますけれども、大体43%弱ぐらいを見込んでおられるところであります。ですので、9億1,000万円程度の寄附ですので、その4割強ぐらいを化粧品製造販売業の業者が占めるであろうという予測であります。それ以外も本市としましては多くの特産品を用意しているわけではございますけれども、そのほかにつきましても微増ではありますけれども、昨年よりは増えているという状況であります。

○委員長 飯澤明彦君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 同じふるさと応援寄附金の関係ではございますけれども、今武田委員が聞かれて大体分かったのではございますけれども、すごいですよね。5億5,000万円から9億円を超えていくのは大変なことだと思いますけれども、業務を業者さんに委託したところは大きい、例えば新しい商品開発だとか、そういうことが目標、事務のことばかりではなくてという話を前から聞いていましたけれども、それがそろそろ功を奏し始めたと考えてもいいのかどうかお伺いします。

○委員長 飯澤明彦君 総務課副審議監。

○総務課副審議監 齊藤史憲君 昨年12月から委託を開始しているのですが、市外の業者ということではなかなか地元のことはそれほど熟知していない業者ということだったのでございますけれども、9月30日にサテライトオフィスを旧空知太農協の2階に開設をいたしましたところであります。開設してすぐに新しい製品を開発できるかということ、そうではないのではございますけれども、これから連携をより深めまして、そのようなことにも委託業者と一緒に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○委員長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第4項選挙費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、16ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費について質疑ありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 地方創生臨時交付金事業について若干伺いたいのですが、社会福祉施設等物価高騰対策支援事業ということで介護、医療、福祉の施設に支援をされるということなのですが、もう少し具体的な内訳等を伺いたいと思います。

○委員長 飯澤明彦君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 今般地方創生臨時交付金事業としまして社会福祉施設等物価高騰対策支援事業ということで、具体的には医療、介護、福祉サービス等を提供しております各事業所では利用者負担が一定の割合で定められているため、物価高騰の影響による運営経費の増加を利用料に転嫁することが困難であることから、本事業の活用により負担軽減を図り、安定的、継続的なサービス提供を維持し、もって市民の皆さんに安心して施設をご利用いただくことを目的としたものでございます。具体的に医療施設といたしま

しては病院、診療所、歯科医院、薬局、整骨院、訪問看護などが、介護施設としましては特別養護老人ホーム、老健、ケアハウス、グループホーム、デイサービスなどが、障がい施設としましては精神、知的障害者入所施設、グループホーム、就労継続支援事業所などが該当しております。全てで72施設を見込んでおります。

以上です。

○委員長 飯澤明彦君 武田真委員。

○武田 真委員 大小様々な施設ということなのですが、具体的に金額の割合といえますか、算定基準等はどうなっているのか伺いたいと思います。

○委員長 飯澤明彦君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 給付金の具体的な算出方法ということでご質問ですが、基本額と加算額に分けて算出し、支給いたします。北海道が実施します医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金支給事業の支援金額に準じて、市も基本額として同額を支給いたします。具体的には施設の種類に応じて定額で支給される事業所と許可病床数、定員数で支給される事業所に分かります。定額事業所につきましては入院病床のないもの、歯科医院は10万円、薬局、訪問看護事業所、整骨院は5万円、居宅サービス、訪問系、相談系は定額5万円、定員数に応じて支給される事業所につきましては、病院は1万2,000円掛ける許可病床数、介護、障害事業所につきましては、入所、居住系サービスは定員数掛ける1万円、通所サービス、日中活動系サービスは定員数掛ける5,000円としております。これに加えまして、加算額として燃料費等の影響を強く受ける入院、入所、通所系サービス施設、また私立幼稚園、公衆浴場に対して、燃料費等の額を本年と前年を比較して基準額の2倍を超える影響額がある場合には最大2か月分の差額を加算額として支給するものであります。

○委員長 飯澤明彦君 武田真委員。

○武田 真委員 最後にスケジュールの部分と、あとは申請、支給の方法等について伺いたいと思います。

○委員長 飯澤明彦君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 岡 康裕君 補正予算の議決をいただいた後に補助要綱を定めまして、対象事業所に対して事業の趣旨を説明した案内文と申請書を送付いたしまして、来年2月末を期限として申請を受け付け、審査の上、順次期限を待たず速やかに給付を行い、年度内には全て給付を終える予定としております。

○委員長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、18ページ、第6款農林費、第1項農業費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に20ページ、第7款商工費、第1項商工費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、22ページ、第10款教育費、第2項小学校費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第3項中学校費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、4ページ、第2表、債務負担行為について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、歳入に入ります。8ページから10ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

#### ◎散会宣告

○委員長 飯澤明彦君 以上で本委員会に付託されました議案第4号、議案第7号及び第8号、議案第5号及び第6号、議案第9号、議案第12号、議案第1号の審査を全て終了いたしました。

これで予算審査特別委員会を散会いたします。

散会 午後 2時36分

委 員 長